

## TAIS登録済みの主な階段移動用リフト (リフトアップ式、クローラー式)



ナブテスコ(株)  
TEL:078-413-2724



(株)アルバジャパン  
TEL:03-5619-7251



(株)TSテクノロジ  
TEL:075-381-7471



(株)サンワ  
TEL:04-2954-6611

2009年  
4月より

# 介護保険制度対象の 福祉用具・住宅改修に、 新たな品目が追加!

### 福祉用具貸与事業者のみなさまへ

今回、制度に導入された階段移動用リフトやこれまで制度化されていた車いす付属品としての階段昇降機については、操作者に対する操作講習が義務付けられました。それに対応し、(財)テクノエイド協会では、メーカー等と協力し、福祉用具貸与事業者向けの「可搬型階段昇降機安全指導員研修会」を開始します。研修受講の方は上記企業または当協会へお問い合わせ下さい。

#### 可搬型階段昇降機安全指導員 (財)テクノエイド協会認定



※平成21年9月末迄は研修移行期間のため、「機種別研修」のみの受講で「可搬型階段昇降機」の貸与は可能です。  
(なお、「基礎研修」は6月末～9月末の間に全国8ヶ所で実施予定です。)

財団法人テクノエイド協会  
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階 TEL:03-3266-6884 FAX:03-3266-6885  
ホームページをご利用ください <http://www.techno-aids.or.jp/>

階段移動用リフト

入浴用介助ベルト

自動排泄処理装置

起き上がり補助装置

離床センサー

引き戸等の新設

2009年  
4月より

介護保険制度対象の福祉用具・住宅改修に、新たな品目が追加されます！

## 階段移動用リフトの操作には、 レンタル事業者が行う 講習を受けなければなりません。

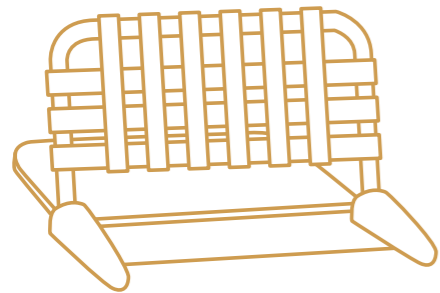
今回、福祉用具5品目、住宅改修1種類の追加・変更がありました。その中の「階段移動用リフト」は、階段で外出を妨げられている方にとって、外出の機会を担保し、介助者の腰痛予防として優れた福祉用具です。ただし、操作を誤ると事故につながる可能性があるため、操作者の講習が義務付けられました。講習はレンタル事業者が行いますが、受講するには年齢等の条件があります。

### 福祉用具(貸与)

#### 体位変換器

「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいいます。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれます。



起き上がり補助装置

#### 認知症老人徘徊感知機器

「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいいます。




離床センサー

#### 階段移動用リフト

#### 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

##### ■床走行式

「床走行式移動リフト」とは、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるものです。

全ての階段移動用リフトには、 本製品の操作講習を受けていない方は操作できません。 のシールが貼付されています。



介護保険制度対象  
福祉用具・住宅改修

### 福祉用具(販売)

#### 入浴補助用具

##### ■入浴用介助ベルト

「入浴用介助ベルト」とは、身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助することができます。



入浴用介助ベルト

#### 特殊尿器

「特殊尿器」とは、尿又は便が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるものです。

##### ■自動排泄処理装置



#### 福祉用具(貸与)の種類

車いす	床ずれ防止用具	歩行器
車いす付属品	体位変換器 起き上がり補助装置 <b>改正</b>	歩行補助つえ
特殊寝台	手すり	認知症老人徘徊感知機器 離床センサー <b>改正</b>
特殊寝台付属品	スロープ	移動用リフト(つり具の部分を除く。) 階段移動用リフト <b>改正</b>

#### 福祉用具(購入)の種類

腰掛便座	簡易浴槽
特殊尿器 自動排泄処理装置 <b>改正</b>	入浴補助用具 入浴用介助ベルト <b>追加</b>
移動用リフトのつり具の部分	

#### 住宅改修

手すりの取付け	引き戸等への扉の取替え <b>改正</b> 引き戸等の新設
段差の解消	洋式便器等への便器の取替え
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	その他付帯して必要となる住宅改修

### 住宅改修

#### 引き戸等への扉の取替え

「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

なお、「引き戸等への新設」は、これまで認められていた扉位置の変更等に比べ、費用が低廉に抑えられる場合に限り給付対象となります。



引き戸等の新設